

産業廃棄物最終処分場対策特別委員会 委員長中間報告

(H 2 2, 9, 3日開催)

産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、付託を受けております「産業廃棄物最終処分場諸問題の早期解決に向けた対策について」を審査するため、休会中の9月3日に、市長、環境経済部長、上下水道事業所長及び関係職員の出席を求めて開催いたしました。

審査内容につきましては、当局より前回の委員会から今日までの経過報告があり、次に県と周辺自治会との話し合い概要について、続いて平成23年度国・県予算並びに施策に対する要望についての説明がありました。

また、平成21年度 出庭水源地関係水質検査結果並びに出庭深井戸3号ヒ素検出状況について説明を受けました。 その主な内容として、まず、前回から今日までの経過報告では、

6月28日に環境省が来た目的とその内容について説明をお願いします。

また、8月3日の下流域地下水調査とモニタリング調査結果はいつ出るのか。 との質問に、 当局から、

環境省荒木室長等は、県の最終処分場の調査や対策工について、周辺7自治会の方々と意見交換する目的で来県された。室長より有害物調査の目的等についての話があった後、住民より「処分場の外に出た有害物の調査や対策方法は？ 責任は県にあるのか？」の質問があり、「モニタリングにより地下水汚染濃度を確認し揚水して水処理する方法がある。」、責任については「法には記載されていない。」との回答があった。また、特措法の制約について質問があり、「目標達成するために一番費用が安価な方法を選択するこ

の調査は有害物調査検討委員会の後になるのか。

との質問に対し、当局から、

北尾自治会の主旨としては、早く対策工事を完了して、その後の跡地を県有地化することで、6自治会と大差はない。

有害物調査は、有害物調査検討委員会で一定協議されてから調査に入る予定である。との答弁がありました。委員から

半年前に市民からデータの整理をして、一般市民にわかりやすい資料にして協議に入れるよう配慮を。との要望が出ているが準備できているのか。

との質問に対し、当局から

県から、10月の話合いには用意したいとの回答があった。

との答弁がありました。委員から、

有害物調査検討委員会の委員の選任を早くしないと遅れる一方だが、どのような状況か。との質問に対し、当局から、

地元で推薦する人は何名かあると聞いている。県では数人の人に打診中のことで、いずれも選任までは至っていない。次のステップに入るために早急な決定が必要である。との答弁がありました。委員から、

基本方針で、この問題を発生させた県の責任について「継続協議」になっている。県はいろいろな説明会で県の責任について、ある程度認めているが今後も県の責任問題を協議していく意味はどこにあるのか。との質問に、当局から、

県の責任については、検証委員会から報告されており、これを実施計画の中で明確にしていく必要がある。今後、実施計画の策定の中で議論されていくものと思われる。との答弁がありました。また、

①今後のスケジュールの中で、市民全体に向けての説明会があつて良いと

号は取水停止している。との報告を受けました。委員から、

出庭深井戸2号の故障で、給水に支障はないのか。

との質問に、当局から

水の供給量に問題はなく、直ぐに復旧しなくても良い状況である。

との答弁がありました。また、委員から、

過去の水質検査でヒ素の数値が4回ゼロであったが、また、その後検出され周期的に繰り返している。どういうことが予想されるのか？ また、近隣市の状況は。との質問に対し、当局から、

ヒ素が、今後も不検出となる保障はない。野洲市、湖南市では検出されていると聞いている。

市の調査委員会の議論の中では、自然界由来との見解があり、琵琶湖周辺の岩盤の中に、かなりヒ素が含まれている報告もあり、特定できない状況である。測定値はいずれも法定基準値以下で、今後も検査状況を充分監視しながら、引き続き浄水・原水の検査項目を確実にする中で、市民の不安を解消していきたい。との答弁がありました。

産業廃棄物最終処分場対策については一定の合意が見られ、ようやく進んできましたが、一刻も早く解決に向けた対策を図るため、今後も継続して審査をしてまいりたいと考えます。

これをもちまして、産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。